

令和5年度 事業計画

社会福祉法人 天龍村社会福祉協議会

令和5年度 天龍村社会福祉協議会事業計画

☆ 基本理念

信州最南端に位置した天龍村の福祉を総合的に担う組織として、地域に密着した温もりのあるサービスを実践し、信頼と安全性をより高めるために職員一丸となり福祉事業の推進に貢献します

＜運営方針＞

緑豊かな自然と「長野県に春を告げる村」の代名詞にもありますように温暖な気候にも恵まれ長野県内の高齢化率が第1位、全国では第3位を誇る天龍村。最近特に顕著なのは、16歳～65歳の生産年齢の人口減少です。

その環境下で育まれた地域の絆を大切にしながら、村関係機関と連携し年々進みゆく少子高齢化と益々の人口減少の現状を踏まえた上で、効果的な福祉の推進を図れるよう事業を運営します。

ゴールデンウィーク明けには、新型コロナウイルス感染症は感染症法上5類へ移行される見込みですが、引き続き万全の対策を講じ、利用者の皆様に安心して介護サービスの提供の継続が実施できますよう努めてまいります。

家族からの支援が受けられない人や独居高齢者等の社会的孤立を見逃すことなく高齢を要因とした閉塞感や孤独感などの精神的苦痛が取り除けるよう、また、高齢者がそれぞれのライフスタイルに楽しみをもち、笑顔で心豊かな暮らしを次世代へと引き継ぎできるよう、コミュニティー活動や支えあいに繋がる活動を工夫しながら実施します。

昨年来からの新型コロナウイルス感染症やウクライナ侵攻のあおりを受け諸物価高騰などの経済情勢への不安と社会全体の課題と受け止め、安心安全を第一に優先し善処したいと考えます。

村の福祉拠点として支え合いの地域共生社会の構築を目指し、介護を必要とされた方が安心してサービスを受けられるよう、持続性のある福祉事業の展開を図ります。小さい村の大きな絆を大切に支えあいの輪を広げ、福祉事業が充実した、高齢者に優しい居心地の良い天龍村になるよう努めます。

村を訪れた方々からも「こんなにも緑豊かで空気のきれいな、福祉の充実した天龍村を、子育てや終の棲家として選びたい・・・。」とあって頂き、人口減少の歯止めに繋がれば幸いです。

＜令和5年度事業の重点項目＞

■ 協働型地域づくり

人生 100 年時代と言われる現在、高齢者がどのように地域で関わりを保ち暮らししていくかが問われています。折り返し後の人生を、生き生きとそれぞれの経験と人脈を大切に、その人らしく明るく豊かに過ごしてもらえよう働きかけを行います。

■ 資格支援制度の活用

資格支援制度を活用し、介護支援専門員および介護福祉士の資格取得を促進し、職員の資質向上、専門職の育成、全体のスキルアップを図ります。

■ 介護人材確保の推進

県内外からの人材を募集します。人材紹介会社の活用をはじめ幅広く人材確保に向けた取り組みを実施します。

■ 行政との連携

村包括支援センター、保健師を交えたサービス担当者会議を毎月開催し、高齢者の情報の共有と意見交換を行い、利用者のニーズの把握およびサービスの向上に努めます。

■ 感染症予防対策の強化

ワクチン効果等も期待され、徐々に日常が取り戻されて来ております。引き続き感染対策を心掛け、利用者およびその家族並びに職員の安心安全の確保を図ります。

■ 職員のメンタルヘルス

定期的に個人面接の実施や職員間の情報交換の機会を設けるとともに、各部署間で連携を図り個々の状況把握に努めながら、人事の適正化、職場定着への取り組みを継続実施します。

各拠点の取り組み

<本部拠点>

法人運営

- ・理事会（年間3回～4回開催予定）
- ・評議員会（年間3回～4回開催予定）
- ・拠点相互連携の強化（月1回以上各所長連絡会議開催）
- ・職員一人ひとりの資質向上、育成（資格取得の推進および各種研修会への参加）
- ・全職員が協力し合い効率的な事業運営に努め、組織力、運営の強化を図ります。
- ・クリーンなイメージの保持と、多様化していくニーズへの迅速な対応に努めます。
- ・ガバナンスの強化、専門性の向上への取組推進を図ります。
- ・宣伝普及
- ・社協だよりを自社で発行（年2回 8月、1月）
各戸配布で実施。
- ・ホームページの有効活用
 - ・ホームページの内容改善を図り、社協の行事等を随時情報発信します。
 - ・生活福祉資金や福祉有償運送といった村民に直結する事業を中心に、「見て分かりやすい」ページとなるように随時更新を行います。

在宅福祉サービス事業

公益性・非営利性を遜守した福祉本来の事業を運営します。在宅の高齢者が住み慣れた我が家で、安心して暮らせるように日常生活に必要な支援を実施します。また、各地域の近隣同士の絆が高齢等を理由に希薄化しないよう、コミュニティーの推進を図ります。

・外出支援事業

高齢等の理由による免許返納者が徐々に増え、利用者も増加しております。通院以外の買物や用足しにも利用可能であり、自宅前から診療所、郵便局、「満島屋」等の往復を、利用者負担200円で運行しております。「親切・丁寧」をモットーに安全運行に努めてまいります。

- ① 月、火、木、金：天龍村国保診療所および最寄りの商店への用足し等での利用
- ② 水：新野診療所および新野地区商店への買い物等での利用

<地域支援サービス福祉活動推進事業>

・家族介護者支援事業

在宅で介護をされている介護者の皆さんに、日頃の介護疲れを労う目的で、慰労の機会を設けます。介護からひととき離れた時間をつくり、明日への英気を養っていただき、介護者相互の親睦を図ります。親睦を深めるなかで、悩み事や在宅介護での課題を吸い上げ、介護者のメンタルの保持と側面的な在宅介護継続の支援を図ります。

・ボランティア育成事業

飯伊ブロックボランティア交流研修会への参加を推進します。
村内ボランティアの新たな担い手となる人材募集を行います。
現ボランティアの荷が重くならないよう配慮し、継続の推進を図ります。

・福祉相談事業

県の生活福祉資金貸付事業、まいさぽ(生活困窮者日常生活自立支援事業)の相談、受付の窓口として対応し、当事者が望む自立に向けた支援を関係機関とともにを行います。

・地域共生社会の構築

※コロナの感染状況も踏まえ、地域へ相談しながら臨機応変に対応します。
ア、 高齢者に喜ばれ、楽しみのある持続可能な地域福祉を目指します。
イ、 高齢を理由での孤立防止および地域、近隣同士の絆の保持を図ります。
ウ、 地域に寄り添った明るい暮らしに向けたコミュニティの創出を図ります。

・配食サービス事業

<宅配弁当> (週2回 火・木) 1食 600円

週2回午前中に希望者のご自宅まで弁当をお配りし、一人暮らしの高齢者の食の確保と安否確認を兼ねて実施します。

お弁当を各戸へ配達しながら様子を伺い、必要に応じて村の福祉担当へ繋げ、高齢者がいつまでも自分らしく我が家で暮らしていけるようにサポートします。

<お達者総菜> (月2回 第2・第4 金曜日) 1パック 550円

1 パック@550円の副食(お惣菜)を村内業者(小梅の会)へ委託して実施します。
(利用者@400円と社協補助@150円)

配達ボランティアの協力の下、各家庭へお届けしながら、在宅高齢者とのコミュニケーションを取りつつ、個々の自立生活継続の支援を図ります。

天龍村ご用聞き(やまびこデリ)事業

自家用車等での移動手段が無い独居高齢者宅を中心に、安否確認や見守りも兼ね、定期的に各地区を訪問します。注文の商品を「満島屋」から購入し、担当者(天龍村集落支援員)がご自宅までお届けします。

共同住宅管理受託事業

高齢者生活福祉センターの管理運營業務を、村から受託され運営しております。自宅での暮らしに多少の不安がある方等が自宅の延長として、それぞれが自立目的で入居され、個々の自由を最優先した生活をされております。自立生活が困難になった方につきましては、介護認定を受け、デイサービスや訪問介護サービスを利用されております。日々入居者の現状把握に努め、居心地の良い暮らしを保持していただけるように側面的に支援します。楽しみとなる季節に応じた行事食の提供、また、災害時に備え年2回避難訓練を実施します。

共同募金配分事業

人口の減少に伴い、募金および県からの配分金が減少する中で、有効性と福祉要素の高い分野への配分を実施し、地域に喜ばれる福祉活動への支援を行います。

その他の団体事務局

遺族会・老人クラブ連合会・身障協・婦人会各種団体の事務局を担当し、団体活動を側面から支援、補佐します。

訪問介護事業

村内に暮らす要介護1～5の高齢者を対象に、ヘルパーが自宅へ訪問し、利用者個々に必要なケアをします。単独での訪問には特有の大変さもありますが、その反面、家族のように信頼され、大きなやりがいや達成感も得られます。居宅介護支援事業所で作成されたケアプランの基に、本人の意向を反映した訪問介護計画書を作成し、同意の上、サービスの提供を実施します。高齢になっても長年住み慣れた我が家で安心して日常生活が継続出来るよう、身体介護サービスとして食事・排泄・入浴・体位変換・口腔ケア・着替えの介助・通院の付き添い等、途切れない必要な支援を実施します。今後も日々変化する利用者の情報を把握し、職員一同連携して、在宅介護サービスに努めます。

訪問生活支援事業

介護保険に該当しない高齢者等の身近な良き理解者として、日々の生活援助を行ないます。側面的に必要な見守りをすることで、独居高齢者等が今までと同様に自宅での生活が継続でき、離れて暮らす家族やご近所の皆様にも安心していただけます。なお、定期的に訪問することで、体調の変化にもいち早く気付き、高齢者の自立の継続にも繋げていきます。

通所介護事業

通所介護事業につきまして、運営方針である「親切に・丁寧に・誠実に・安全に」を遵守し、変わらぬ良質なサービスの提供に努めて参ります。

令和5年度につきましては、5月初旬から感染症法の一部改正により、新型コロナウイルス感染症の位置付けが季節性インフルエンザと同じ「5類」へ移行する方針を受け、当事業所でも対応策の見直し等、準備を進めながら段階的に取り組んで参ります。3月にはマスク着用の取り扱いも見直され、また、ワクチン接種方法や公費負担の在り方など少しずつ状況が変化するなか、ご利用者・ご家族の感染症に対する不安軽減に努めます。感染症への対策と介護の両立を図り取り組んで参ります。

「地域との繋がり」に重きを置き、医療・介護・自治体等、多職種と協働し継続的な高齢者ケアに取り組んで参ります。現代社会において、人と人の繋がり、人間関係や連帯感が希薄化しているといわれているなか、繋がりをつくるうえで高齢者介護施設は中心的な役割を担うとされています。当事業所でも地域サロンやコミュニティカフェなど積極的に参加し、交流を深め、また、地域ケア会議等、各種会議にも出席し連携強化に努めながら地域における包括的な支援体制の整備に取り組んで参ります。

住み慣れた自宅や地域の中で暮らし続けていけるよう支援させていただきます。

生きがい活動通所介護支援受託事業

健康チェックおよび健康相談、また、食事や入浴、日常動作訓練、創作活動、手芸など趣味活動の場を提供いたしております。活動の場を設け、社会的孤立感の解消や生活機能の維持・向上を図り、在宅福祉の増進を図ることを目的としております。さらには介護保険事業計画への繋がりや反映など、高齢者個人に対する支援の充実を図ります。介護保険対象外の方々に各種支援サービスを提供させていただきます。

介護支援事業

要介護状態にある利用者に対し、適切な居宅介護支援サービスが提供できるようケアプランの作成や相談支援を行います。

利用者の居宅を訪問し、要介護者の有する能力や提供を受けている指定居宅サービス、また、おかれている環境等の課題分析を通じて、自立した日常生活を営むことが出来るように「居宅サービス計画」等の作成および変更をします。

また、地域包括支援センターおよび地域の保険・医療・福祉サービスと綿密な連携および連絡調整を行い、サービス担当者会議等の開催を通じて実施状況の把握に努めます。

＜特養拠点＞

新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢の影響による原油価格の高騰で、食料品、日用品や電気代といったものが令和4年度から徐々に値上がりしております。このまま高止まりが続くと、非常に厳しい運営となります。

先行きが不透明でいつ抜け出せるか分からない状況の下、基本報酬単価は国で決定される為、利用料にはすぐに転嫁ができず、早急な国の介護報酬単価の見直しの実施に期待を寄せるばかりです。

運営面について、これからの国の方針として科学的な実証による、自立支援と寝たきり・重度化防止を推進しておりますが、そのためには機能訓練、口腔ケア、栄養管理の取組が必要になります。特に来年は栄養管理が必須となり、取り組まないと減算の対象になりますので、この1年をかけて検討し、栄養管理加算の取得を目指します。また、利用者に寄り添う優しい介護の推進を図り、処遇の向上に努め、親切で思いやりのある介護サービスを提供します。

人材育成については、コロナ禍でオンライン化が進み、WEBによる研修が充実してきております。荘内でのWEB研修をフルに活用し、より職員の資質向上を図るとともに、介護福祉士および介護支援専門員等の資格取得を積極的に推進していきます。

指定介護老人福祉施設事業

新型コロナがインフルエンザと同じく第5類に分類されることを受け、ここ3年実施できなかった外出会も含めた各行事について、今まで以上に創意工夫をしながら、基本理念でもある、「喜びとやすらぎを ふれあいと共に 支え合いたい」を忘れずに、明るく、楽しく、安らぎのある生活の場となるような介護サービスを提供します。

また、今年度新たに機能訓練の専門職も配属できましたので、早速自立支援の維持、改善に取り組むとともに、四季折々の行事や季節感のある食事を提供するなど、利用者個々の「生活の場」として、心のこもったサービスの提供に努め、「天龍荘へ入所したい」と選ばれる施設となるように邁進してまいりたいと思います。

短期入所生活介護事業

コロナ禍においても、要介護状態の利用者とそのご家族の暮らしを支援する為、職員一同、親切で丁寧な対応に努めます。例え一定期間であっても、リピーターを増やし、再利用を希望していただけるように、快適に過ごしていただける工夫や在宅に戻られてから役立つよう、状態に合わせた機能訓練も取り入れた介護サービスを提供します。運営面については、安定した利用者の確保を目指して、村内の居宅介護支援事業所に限らず、近隣市町村の事業所との連絡も密に行い、昨年度中間決算時稼働率 70%以上を目標に、より一層の稼働率の向上を図ってまいります。

＜養護拠点＞

入所者不足が続き、先行き不透明な状態ですが、利用者一人ひとりのニーズと意思を尊重し、可能性の実現と生活の質の向上になお一層努めていきます。介護サービスについては、当該事業の対象者は12名と限られてしまいますが、サービスが必要な他の入所者にも同様に質の良いサービスが提供できるよう努めます。また、未だ収束の見えない状況の新型コロナウイルスですが、外出会等対外的な行事を中止せざるを得ない状況になっても、おやつの会、寿司会等外出会に代わる行事を充実させ、入所者のストレスが少しでも和らぐよう行事の充実をはかります。また、ウィズコロナで明るく楽しい生活が送れるように工夫を凝らし、利用者へのサービスについては低下することなく、利用者それぞれの状態、能力に応じ、希望に沿った日常生活を安心して送ることができる拠点施設となるよう努めます。

措置事業

措置事業では、おおむね65歳以上で、身体の衰えや家庭の事情、経済的な理由により居宅での生活が困難な高齢者を対象に、入所者が自立した生活を営むことができるよう支援します。

特定施設入居者生活介護事業

特定施設入居者生活介護事業では、養護老人ホームの入所者で、要介護者・要支援者を対象として行われる、日常生活上の介助、機能訓練、療養上の介護を受けながら、介護保険を摘要し、日常生活がおくれるよう支援します。

短期入所生活介護受託事業

短期入所生活介護受託事業では、家庭で高齢者の介護をされている方が、冠婚葬祭、病気、事故、介護疲れ等の理由により、一時的に介護できない場合に短期入所してもらい、家族に代わり介護します。また、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活が送れるよう、自宅にこもりきりの孤立感の解消や心身機能の維持回復を図り、家族の介護軽減を支援します。

また、天龍村との連携を図り、措置入所できない方等をこの事業で受け入れ、欠員分の空床を埋められるように努めます。